

# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、福島県立葵高等学校が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者(契約権者) 福島県立葵高等学校長 尾形 幸男

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱(令和3年3月30日付け2出第2452号会計管理者通知)に基づく入札参加資格制限中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式、以下「資格確認申請書」という。)に次の書類等を添付し、令和6年11月11日(月)午後4時までに、下記5(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格確認の結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 想定品以外の物品で応札しようとする場合は、福島県立葵高等学校長の確認を受けた提案協議書(第5号様式)(カタログ等を含め、確認を受けた原本)を添付すること。

イ 納入期限までに必ず納入する旨の「確約書」(任意様式(参考様式1))

\*申請者の記名及び登録印があること。

## 5 入札書の提出期限等

### (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

公告に示すとおり。

なお、申請書類は郵送を可とする。

### (2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

令和6年11月13日(水) 午前10時00分 福島県立葵高等学校 会議室

なお、郵送による入札は、不可とする。

### (3) 開札の日時及び場所

令和6年11月13日(水) 午前10時00分 福島県立葵高等学校 会議室

## 6 入札書の提出方法

### (1) 入札者は、指定の入札書に必要とする事項を記載し、入札公告で規定する日時及び場所へ提出すること。

一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

### (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(県からの通知)の写し

イ 委任状(第7号様式) 代理人が出席し入札する場合

### (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 代理人をして入札する場合は、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

## 7 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

## 8 入札の方法及び開札等

### (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定した書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度、入札に付することができるものとする。  
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (5) 初回入札が無効(ただし、下記12の(4)～(6)に該当する場合を除く。)となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (6) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (7) 開札時に持参する物
  - ア 開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等) (必要に応じて提示を求めることがあります。)
  - イ 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)の写し
  - ウ 再度の入札に使用する印鑑
  - エ 委任状(第7号様式) (代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。)
  - オ 予備の入札書用紙(第6号様式)

## 9 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立葵高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)により、福島県立葵高等学校に令和6年11月6日(水)までに説明を求めることができる。  
質問の回答は、福島県立葵高等学校ホームページに掲載する方法により令和6年11月8日(金)までに行う。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。

- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり、故意に物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合(談合)した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札者に生じた損害は、入札者の負担とする。

#### 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 記名、押印を欠く入札(押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札を含む。)
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

- (9) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者としてすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手のあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。

- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号に該当する場合においては、契約保証金の全額又は一部の納付を免除する。

- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

### 15 契約書等の作成

- (1) 購入契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において、落札者は、福島県立葵高等学校長が交付する契約書に記名押印し、福島県立葵高等学校長が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

(4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項は、契約書(案)及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。